

琉球国王府の、進貢のため耳目官吳文顯等を遣わす符文

(一六六八、二、一五)

琉球国中山王府、進貢の事の為にす。

聖旨の二年一次の朝貢を奉じ、此れを欽み、欽遵す。案照するに、康熙七年(一六六八)は例として歳期に該れば、理として合に進貢すべし。此の為に今、特に耳目官・正義大夫・都通事等の官の吳文顯・王明佐等を遣わし、表・咨文を齎捧して前来し進貢せしむ。

因りて海船二隻を備え、水梢を率領するに、每船に均割する上下の員役は共に二百人の数に盈たず。庶務を愜勞して煎熟硫黄一万二千六百斤・馬十匹・海螺殼三千個、正貢の外に特に加えたる黒漆罽螺茶鍾一百個・紅銅六百斤等の方物を載運し、福建等処承宣布政使司に前来して投通し、起送して京に赴く。

廻りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻して便ならざるを恐る。理として合に符文を給発して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第十三号半印勘合符文を給して都通事鄭宗徳等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とこみ}に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

耳目官一員 吳文顯 人伴十一名

正義大夫一員 王明佐 人伴十一名

都通事一員 鄭宗徳 人伴六名

在船都通事一員 金正華 人伴四名

在船使者四員 翁重昌 杜理順 孫俊用 胡士俊 人伴十

六名

留辺在駅通事一員 鄭永安 人伴三名

在船通事一員 曾益 人伴三名

管船火長・直庫四名 金世瑛 楊春榮 徐永念 吉納

附搭の土夏布二百匹

右の符文は都通事鄭宗徳等に付し、此れに准ぜしむ

康熙七年(一六六八)二月十五日給す

符文

注(1) 留辺在駅通事 存留通事(二七一一〇)注(3)に同じか。

(2) 在船通事 『歴代宝案』第一集では康熙五年以降の符文・執照に記載がみられる。久米村系の人を任ずる。初期には多くの場合、一回の進貢に在船通事一人、在船都通事一人が任じられ、それぞれ別船に乗るが、頭号船か二号船かは特定せず、在船通事の人伴の数は二人ないし三人であった。

康熙十九年頃から、一回の進貢に在船通事一人、在船都通事二人が任じられ、在船通事は二号船に在船都通事一人と共

に乗船し、各々四人の同伴を持つという形にほぼ定着した。
なお在船通事は乗船した船の執照をあずかった。

(3) 楊春栄 この時の執照(二三四—二三二)では楊国盛とある。

1-27-07

世子尚貞の、進貢のため耳目官富茂昌等を遣わす符文

(一六七〇、一〇、一三)

琉球国中山王世子尚(貞)、進貢の事の為にす。

旨の二年一貢を奉じ、欽遵せるは案に在り。査照するに、康熙九年(一六七〇)は歳、貢期に当れば敢えて愆越せず。此の為に今、耳目官・正議大夫・使者・都通事等の官の富茂昌・蔡国器・梁邦翰等を遣わし、表・咨を齎捧して前来し進貢せしむ。

因りて海船二隻を備えて水梢を率領するに、毎船に均轄する上下の員役は共に二百人の数に盈たず。煎熟硫黄一万二千六百斤・馬十四・海螺殻三千個、正貢の外に特に加えたる鬚煙五十匣・番紙二万張・蕉布一百匹を載運し、福建等処承宣布政使司に前赴して投遞し、起送して京に赴く。

廻りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。理として合に符文を給発して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第十七号半印勘合符文を給して都通事梁邦翰等に付し、収執して前去せしむ。如し経

過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実^①に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

耳目官一員 富茂昌 人伴十二名^②

正議大夫一員 蔡国器 人伴十二名

都通事一員 梁邦翰 人伴六名

使者四員 吉逢原 鄭明恵 蔡守善 都久治 人伴十六名

在船都通事一員 林士奇 人伴三名

在船通事一員 阮世隆^④ 人伴三名

留辺通事一員 鄭弘良 人伴三名^⑤

管船火長・直庫四名 毛鳳彩^⑥ 魏士哲 恵之仁 高自廉

右の符文は都通事梁邦翰等に付し、此れに准ぜしむ

康熙九年(一六七〇)十月十三日

符文

注*この進貢については『清実録』康熙十年八月戊申の条に記事がある。なお、この進貢の際、小船は船ごと海賊に奪われ、乗員の一部が、上陸した厦門から福州に逃れた。帰国後、薩摩で審問を受けた蔡国器の家譜(『家譜(二)』二九八頁)に、その詳細な記述がある。又、『中山世譜附卷』卷二、康熙十二年に、この時奪われた銀両が、長崎に来航した中国商船より没収され、琉球に返却さ